１　定期消毒

(１)　資器材

ア　消毒用薬剤により殺菌消毒を行うこと。

イ　使用頻度の少ない資器材について行うこと。

(２)　車両

　水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により、車内全般にわたって綿密に行うとともに、毛布なども日光消毒等適当な消毒を行うこと。

　２　使用後消毒

(１)　乗務員

搬送業務終了後、手指及び口腔内の消毒を次により実施すること。

ア　手指の消毒は、前腕部も含めて水道水により行い、血液や汚物等の付着がある場合は、特に入念に洗浄した後に、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。

イ　口腔内の消毒は、手指を洗浄した後、うがい薬等により行うこと。

(２)　資器材

　搬送業務終了後、水道水による洗浄や清拭等を行った後、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。

(３)　車両

　搬送業務終了後、汚染場所等を水洗いし、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により行うこと。

　水洗いを避けなければならない場合は、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行うこと。

　また、特に血液や汚物等により汚染している個所は、重点的に行うこと。

３　医師等から消毒について、特別に指示があった場合、指示に基づいた消毒を行うこと。

４　共通事項

　　　定期消毒及び使用後消毒とも、実施者の手指を消毒して行うこと。